

## 人事委員会規程

〔平成16年5月25日〕  
〔歴博規第 5号〕

最近改正 平成26年3月25日

## (任務)

第1条 人事委員会（以下「委員会」という。）は、館長の求めに応じ、人事に関する重要事項について審議するものとする。

## (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 人事委員長

(2) 研究部会議が選出した教授 4名

2 前項の規定にかかわらず、館長は委員会の議に基づき委員会に委員を加えることができる。

3 第1項第2号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

## (議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員に指名し、出席させることができる。

## (選考委員会)

第6条 委員会は、教員の選考を行うときは、選考委員会を置き審議させるものとする。

2 選考委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## (審議結果の報告)

第7条 委員長は、審議結果を館長に報告するものとする。

## (秘密の保持及び懲戒)

第8条 委員は、委員として知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に反した者は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第36条に基づき、懲戒処分を受けることがある。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

## (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の規程による委員の任期は満了したものとして扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の規程による委員の任期は満了したものとして扱う。
- 3 この規程の施行後、最初の研究部会議において選出される第3条第2号の委員の任期の始期は平成19年4月1日として扱う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。